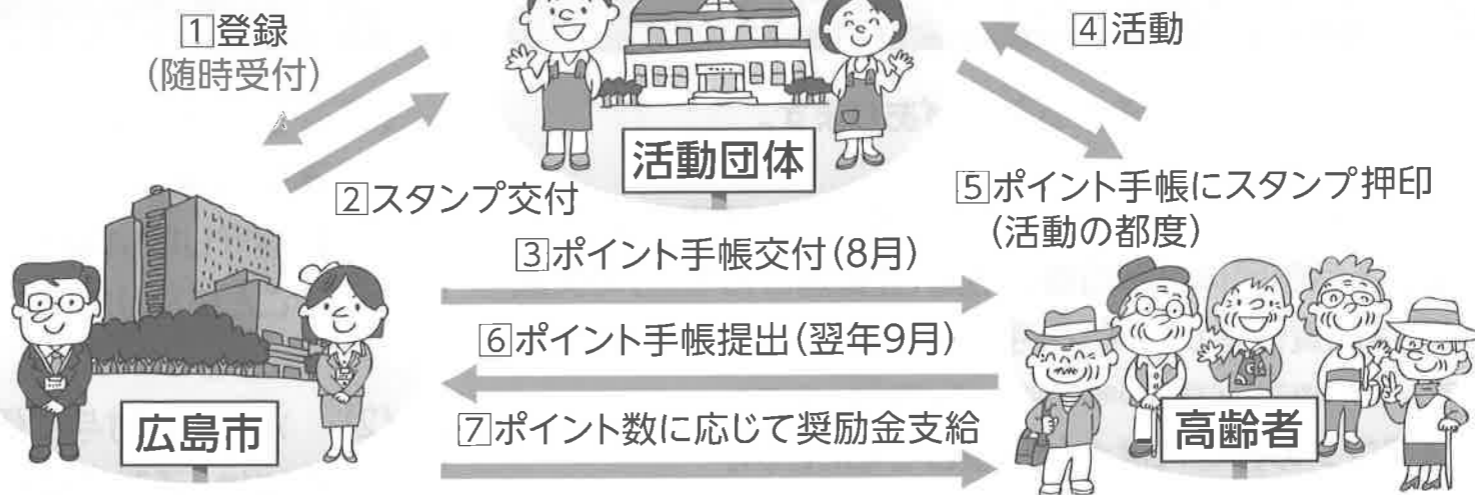


広島市 高齢者いきいき活動 ポイント事業の御案内

この事業は、広島市内在住の高齢者(9月1日現在で70歳以上の方)が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動(いきいき活動)を奨励するためのものであり、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金を支給する事業です。

〈イメージ図〉



ポイント事業に参加しませんか?

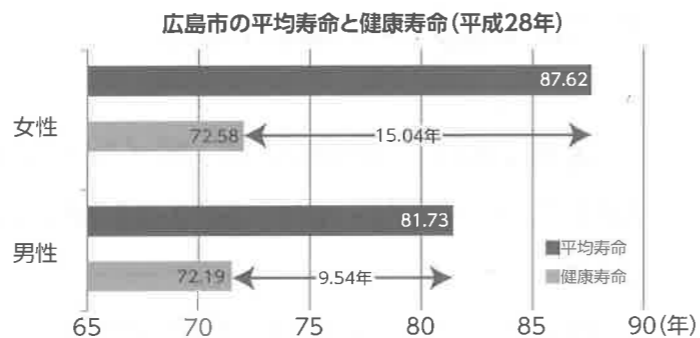
本格的な高齢化社会を迎える中、地域に暮らす人々が、健康寿命を延ばしていくための自助や近隣の人々との共助により、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるようなまちづくりを進めていくことが重要になっています。

ポイント事業は、このようなまちづくりを進めるための広島市の独自の事業であり、多くの高齢者が元気であること、そして、できれば地域の支え手になってもらうことを奨励しようというものです。

また、ポイント事業では、自らの健康づくりの取組から、町内会や社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体が市の補助を受けて取り組む活動への参加まで様々な活動に取り組む高齢者をその実績(ポイント換算)に応じて支援する仕組みになっています。

ぜひ、あなたの団体の活性化にポイント事業を活用してください。

健康寿命とは、日常生活を制限なく自立して過ごすことができる期間のことです。平均寿命と健康寿命の差(女性で15.04年、男性で9.54年)を縮小し、できるだけ長く健康であることが本市の大きな課題となっています。



ポイント事業は、従来の高齢者公共交通機関利用助成事業(以下「交通費助成事業」という。)が目的としていた「社会参加の促進」のより的確で効果的な実現を目指し、活動実績に基づいた支援を行うための事業として平成29年9月に創設したのですが、円滑な導入を図るために、当面、従来交通費助成事業を助成額の上限を年額3千円とする事業として継続しているところです。

活動団体のPRにステッカーやチラシを御活用ください!

同封物について

- ① ステッカー
活動団体であることが高齢者にわかるようにするために作成しました。目立つ場所に貼るなど、積極的に御活用ください。
- ② A4サイズのチラシのひな形
高齢者を活動に勧誘する際に御活用ください。

是非一緒に!



どうしたらポイントがつくの?

自らの健康づくりには1ポイント、医療機関での健康診査などの受診や地域を支える活動は2ポイント、そして、公共性の高い活動(市の補助を受けるボランティア活動等)は4ポイントと、活動の種類及び実績に応じてポイントが付与されるようになっており、活動を実施する団体が活動の実績を確認して、該当するページに日付の記入とスタンプ押印をすることでポイントが確定します。

自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動



- グラウンドゴルフ等のスポーツ活動
- 囲碁・将棋等の文化活動
- グループ活動によるウォーキングなど

押印は
1日1回まで

1ポイント

健康診査等の受診



- 特定健康診査
- 後期高齢者医療の健康診査
- 被爆者健康診断
- 被爆者二世健康診断
- がん検診
- 節目年齢歯科健診

(限定)

医療機関で押印
1日に複数押印可

2ポイント

地域の支え手となる活動(ボランティア活動)



- 児童の登下校の見守り活動
- 町内清掃活動
- サロンの世話人としての活動(市の補助を受けて実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に含まれないもの)
- 老人クラブ会員としての友愛活動(総合事業に含まれないもの)

など

押印は
1日1回まで

4ポイント

ボランティア活動のうち、広島市が補助対象となるものとして指定するものなど(限定)

- ① オープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での子育て支援の活動
 - ② 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車誘導など
 - ③ 高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記
 - ④ 市の補助を受けて実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に含まれる住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動
 - ⑤ コーディネーターとして①～④の活動の調整等を行う活動
 - ⑥ 市の補助を受けて実施する総合事業に含まれる地域高齢者交流サロン運営事業・地域介護予防拠点整備促進事業・認知症カフェ運営事業の世話人(スタッフ)としての活動
- ※地域介護予防拠点については、補助金の交付が必須ではありません。

押印は
1日1回まで

➤ スタンプの押印は慎重かつ適正にして下さい!

ポイント付与の基本ルールは、次のとおりであり、厳守する必要があります。

- (1) 活動実績がないスタンプの押印は無効であり、ポイントを付与することはできません。
- (2) ポイントは、広島市に登録している活動団体が参加者の活動(登録済みのもの)の実績を確認し、スタンプ管理責任者又は副責任者がポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与することができます。※有効なスタンプ押印の考え方については別紙のとおりです。
したがって、以下のような場合のスタンプの押印には十分注意してください。

① 活動実績が確認できない高齢者から押印を求められた場合

- ポイント付与の基本ルール違反であり、要求に応じられない旨を説明してください。それにもかかわらず、再三押印を求められた場合には、右ページ下部のコールセンターに御連絡をお願いします。仮に、実績確認ができないまま押印した場合は、その活動団体が行った押印すべて(実績確認ができているものを含む。)が無効となる場合があります。
なお、会員ではない人であっても、活動実績が確認できるのであれば、求めに応じて押印していただいて構いません(義務ではありません。)

② 何ポイントの活動なのかわからない場合

- コールセンターに問い合わせ、正しいポイント数を確認してください。
確認もせず、とりあえず4ポイントのページに押印するのは、ポイント付与の基本ルールに違反し、無効となる場合があります。

③ 広島市に登録していない種類の活動について押印を行おうとする場合

- 押印することができるのは、活動団体登録時に、活動内容を記載していただいた(又は活動の種類に丸を付けていただいた)活動(登録活動)だけです。未登録の活動については、同封の登録内容確認表の「活動内容」欄に記入(左側はこれまでの活動に丸を付け、右側はこれまでの活動と追加する活動に丸を付けます。)し、登録活動とした後に押印するようお願いします。
なお、その後さらに活動内容の変更があった場合は、その都度、登録内容変更届出書を提出してください。

④ 他の団体から代わりに押印するよう求められた場合

- スタンプを持っているからといって、活動の実績を確認できない他の団体の活動について、スタンプを押印するのは、ポイント付与の基本ルール違反であり、応じないでください。活動実績が確認できないまま押印した場合は、その活動団体が行った押印すべて(実績確認ができているものを含む。)が無効となる場合があります。

⑤ 会員等が勝手に押印しようとした場合

- スタンプの押印は、スタンプ管理責任者又は副責任者として登録された方のみ認められています。同じ団体の会員であっても、この登録がない方が押印することは、ポイント付与の基本ルール違反です。
なお、スタンプ管理責任者や副責任者も、自分のポイント手帳には押印できませんので、他の責任者又は副責任者に押印してもらうようにしてください。

➤ 不正について

- (1) 各団体には、ポイント付与の基本ルールを踏まえ、スタンプの適切な保管・使用を行っていただく必要があります。これを故意に遵守しない場合等は、活動団体としての本市への登録を取り消すこととなります。
- (2) ポイント付与に係る不正の有無等を調査する必要がある場合には、活動団体の代表者に電話等により、または、活動場所に職員を派遣して事情聴取をすることもありますので、その際には御協力をお願いします。



➤ お知らせ

- (1) 複数の活動場所が遠隔地にあり、あるいは、活動への参加者が多数にのぼりスタンプが1つだけでは、円滑な押印が困難になっていると認められる活動団体には、複数のスタンプを交付しますので、御相談ください。
- (2) ポイント付与の運用状況を把握するため、実態調査を行うことがありますので、その際には御協力をお願いします。
- (3) 毎週火曜日(要申込)に、ポイント事業に関する市政出前講座を実施しています。御希望の方は、広報課(082-504-2116)にお問合せください。
- (4) 健診等の受診の際にスタンプを押してもらえる医療機関を公表しています。各区健康長寿課(東区は福祉課)の窓口に一覧を設置している他、以下のURL(広島市ホームページ)でも公表していますので、御確認ください。
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1491901915255/index.html>



<お問合せ先>

広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等
コールセンター

082-512-0290